

令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業
(女性の健康・地域の健康経営推進事業)

自治体と連携した健康経営支援実証

公 募 要 領

2026年7月

株式会社NTTデータ経営研究所

目 次

I. 背景と目的.....	2
1. 背景.....	2
2. 目的.....	2
3. 実施体制.....	2
II. 事業の内容.....	3
1. 実施事項.....	3
2. 実施要件.....	4
3. 実施主体.....	4
4. 採択件数及び委託金額.....	5
5. 実施期間.....	5
6. 応募から事業終了までの主な流れ.....	5
III. 応募資格.....	5
1. 実施主体に求める要件.....	5
2. 連携体制に関する要件.....	6
IV. 応募手続き・提出書類.....	6
1. 応募書類.....	6
2. 受付期間、応募書類の提出先.....	7
V. 選定・評価の方法.....	8
1. 選定方法.....	8
2. 評価項目.....	8
VI. 採択後の留意点.....	9
1. 採択後の留意点.....	9
2. 進捗報告・成果報告.....	10
VII. 委託契約の締結・委託費の支払い.....	10
1. 委託費の内容.....	11
2. 経費支出の注意.....	11
3. 知的財産権の報告.....	13
4. 採択コンソーシアム等の義務.....	13
VIII. 問い合わせ先.....	14

- (別添) 様式1 公募申請書
 様式2 提案書
 様式3 支出計画書

I. 背景と目的

1. 背景

我が国においては、高齢化の進展や労働力人口の減少を背景に、働く世代の健康維持・増進を通じて、企業の生産性向上と持続的成長を実現していくことが重要な課題となっている。企業が従業員の健康に戦略的に投資する「健康経営」は、健康寿命の延伸と経済成長の両立を図る有効なアプローチとして位置付けられ、取組企業数は増加している。

一方で、特に中小企業においては、人的・財政的制約等から健康経営への取組が十分に進んでいないケースも多い。自社の健康課題や優先的に着手すべきテーマが明確でないこと、どのような支援サービスや外部資源を活用すればよいか分からないことが、取組推進上の大きな障壁となっている。

また、地域には自治体、商工団体、金融機関、保険者、産業保健関係者、民間事業者等の支援主体が存在するものの、支援機能や役割分担が十分に整理されていない場合がある。地域の既存施策や支援ネットワークを活用しながら、中小企業が必要な支援に円滑にアクセスできる環境を整備することが求められる。

2. 目的

本公募は、自治体等と連携し、地域の課題を踏まえて中小企業の健康経営を支援する実証事業を実施する事業者、法人、団体又はコンソーシアム（以下「実証実施事業者」という。）を募集するものである。

本実証を通じて、健康経営に未着手又は取組初期段階にある中小企業に対し、地域単位でどのような支援内容、実施体制、役割分担、運営プロセスが有効であるかを整理する。さらに、実証終了後の継続可能性、収益化又は自走化の条件、他地域への横展開可能性を整理し、今後の地域における中小企業向け健康経営支援モデルの構築に資する知見を得ることを目的とする。

3. 実施体制

本事業は、株式会社NTTデータ経営研究所（以下「NTTデータ経営研究所」という。）が、実証実施事業者に事業を委託する。

NTTデータ経営研究所は、「令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（女性の健康・地域の健康経営推進事業）」について経済産業省より委託を受け、事業管理事務局として事業全体の運営を統括する。

NTTデータ経営研究所は実証実施事業者に対し、適宜、事業進捗状況の報告を求め、事業の円滑な実施及び成果の取りまとめに向けて必要な確認・助言を行う。

II. 事業の内容

1. 実施事項

本事業では、採択された実証実施事業者に、自治体等と連携して地域の中小企業に対する健康経営支援を実施する。

実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、具体的な実施内容、実施体制、対象企業数、スケジュール、成果物、経費計画等は、採択後に経済産業省及びNTT データ経営研究所と協議の上、実施計画書及び委託契約において確定する。

(1) 中小企業に対する健康経営支援の実施

➤ 支援対象：

- ・ 健康経営に未着手又は取組初期段階にある中小企業を主たる支援対象とすること。
- ・ 自治体等の支援制度などに登録済みであっても、取組が十分に進んでいない企業を対象に含めることは可能とする。

➤ 実施内容：

対象地域における健康経営推進上の課題、中小企業支援上の課題、支援対象とする中小企業像を整理する。その上で、自治体との連携体制を構築し、対象地域内の中小企業に対し、健康経営に関する普及啓発、伴走支援等を実施する。

(自治体との連携例)

- ・ 中小企業における健康経営の推進に関する周知・広報、実証への参加企業募集
- ・ 既存の健康経営関連施策・登録制度等との接続
- ・ 商工団体・金融機関・保険者等の地域支援主体との調整
- ・ 実証成果の地域内展開等、連携の内容と具体的な役割の整理

(2) 実証プロセス及び成果の記録・報告

実証の過程で生じた調整事項、運営上の工夫、課題、各主体の役割分担、支援を受けた中小企業の反応、行動変容、取組状況等を整理し、成果報告書を作成する。

実証事業の推進・とりまとめにあたっては以下の点に留意すること。

- ・ 採択決定後に経済産業省及びNTT データ経営研究所と協議し、必要に応じて実証計画のブラッシュアップを行うこと。
- ・ 採択事業については、ウェブサイトにて企業名や実証内容について公開する。ただし、機密情報管理等の観点から公開が難しい場合等、企業の意向に沿って公開可否は判断する。
- ・ 採択された事業者の経営判断等により、実証実施が事業期間中に中断する可能性がある場合には、事前にNTT データ経営研究所に相談すること。
- ・ 本事業終了後も引き続き各提案者が自立的に事業を継続することを念頭に、実証事業に主体的に取り組むこと。

- ・ 実証実施にあたり、サービス提供対象者等の関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすこと。
万が一、事故、トラブル、紛争等（以下「事故等」という。）が発生した場合、応募者が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、NTTデータ経営研究所は一切責任を負わないものとする。
なお、事故等が生じ、または生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省及びNTTデータ経営研究所に報告を行うこと。
- ・ 各採択事業者等は定期的（月1回程度）にNTTデータ経営研究所及び経済産業省に対し面談で進捗や結果等を報告し、確認・助言に基づき進捗状況の改善や成果のとりまとめに取り組むこと。
- ・ 各採択事業者等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出すること。

2. 実施要件

実証事業は、以下の要件を満たすこと。

(1) 地域連携体制

- ・ 実証地域の自治体と連携すること。なお、自治体単独での応募は想定しない。
- ・ 実証地域は都道府県単位を基本とするが、政令指定都市又は複数市町村による広域的な取組も対象とする。
- ・ 自治体の役割、関与部署、既存施策との接続、周知・企業募集への協力内容等を明確にすること。
- ・ 必要に応じて、商工団体、金融機関、保険者、医師会、大学、産業保健関係者、メディア、民間サービス事業者等と連携すること。

(2) 実証内容

- ・ 支援の実施内容だけでなく、地域における支援体制の構築・運営プロセスを整理・記録すること。

(3) 継続・横展開

- ・ 実証終了後の継続・自走化・他地域での横展開を見据えた計画を有すること。

(4) 情報管理

- ・ 個人情報、企業情報、営業秘密等を適切に管理すること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、自治体等と連携して地域の中小企業に健康経営支援を実施する事業者、法人、団体又はコンソーシアムとする。自治体は連携先として位置付け（具体的な例として、自治体から後援や事業の共同実施、自治体策定の健康増進計画に沿った事業等）、応募代表者は民間事業者、一般社団法人、NPO、経済団体等を含む法人又は団体とする。

単独での応募、又は代表団体を置いたコンソーシアム形式（代表団体と参加団体の複数事業者での体制）での応募を可能とする。コンソーシアム形式の場合は、提案時点において連携先及び連携状況を明示すること。採択後、事業実施計画上の体制が履行できない場合、採択取消となる場合がある。

コンソーシアム形式で応募する場合、代表団体はNTT データ経営研究所との契約主体となり、事業全体の実施管理、経費管理、参加団体との調整、成果物の取りまとめに責任を負う。

4. 採択件数及び委託金額

採択件数 : 最大 5 件
委託金額 : 事業総額 1,500万円（税込）以内

総額に対し、各採択案件への配分額は、提案内容、実施体制、支援対象企業数、支出計画等を踏まえて個別に決定する。また、応募状況、審査結果及び予算の範囲に応じて変更が生じる場合がある。

5. 実施期間

各実証実施事業者が実施する事業の実施期間は、単年度契約であり、委託契約締結日から2027年2月末頃までを目途とする。

6. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下を予定している。なお、実証事業の開始は、採択決定後、NTTデータ経営研究所との委託契約締結及び必要な手続きが完了した後とする。契約締結前に発生した経費は、原則として委託対象経費として認められない。

2026年7月6日～21日	公募
2026年7月下旬	書類審査、採択候補の決定
2026年8月上旬～中旬	採択決定、契約調整、採択事業者とのキックオフ
2026年8月中旬以降	実証開始、支援開始
2026年11月～12月	進捗・課題確認、必要に応じた実施計画の見直し
2027年1月～2月	実証結果の整理、個別報告書作成、成果報告
2027年2月末頃	実証事業（委託契約）完了、成果報告書提出
2027年3月上旬頃	確定検査、精算手続

Ⅲ. 応募資格

1. 実施主体に求める要件

応募者又は代表団体は、以下の要件を満たすこと。

- ・ 日本国内に拠点を有していること。

- ・ 法人格を有する団体又は有限責任事業組合（LLP）であること。
- ・ 中小企業支援、健康経営支援、産業保健、地域連携、調査・分析、伴走支援、事務局運営等のいずれかに関する実績又は知見を有すること。
- ・ 本事業を遂行するために必要な人員、管理体制、連絡体制、経理処理体制を有すること。
- ・ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ・ 委託費は事業終了後の精算払いとなるため、再委託を実施する場合には、再委託先への立替払いが可能であること。
- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ NTTデータ経営研究所からの連絡、指示、問い合わせ等に速やかに対応できること。
- ・ 応募内容と同一又は類似性の高い事業について、他の国費等との重複がないこと。重複又は類似事業がある場合は、役割分担・費用分担を明確に説明すること。

2. 連携体制に関する要件

応募者は、実証地域の自治体等との連携体制を有する、又は採択後速やかに構築できる見込みを有すること。提案書では、以下を明記すること。

- ・ 連携する自治体名、担当部署、担当者又は調整状況（自治体との連携は必須）
- ・ 自治体が担う役割（例：周知、企業募集、既存制度との接続、関係機関調整、後援、広報等）
- ・ 応募者が担う役割（例：事業企画、支援実施、成果整理、事務局運営等）
- ・ 商工団体、金融機関、保険者、医師会、大学、産業保健関係者、メディア等との連携体制又は連携見込み
- ・ 実証終了後の継続・展開に向けた役割分担及び費用負担の考え方

IV. 応募手続き・提出書類

1. 応募書類

応募にあたり提出の必要な書類及び提出部数は、下記のとおり。

応募書類の様式は、NTTデータ経営研究所のウェブサイト

(<https://www.nttdata-strategy.com/newsrelease/news/260706/>) からダウンロードし、必ず利用すること。

また、「2. 受付期間、応募書類の提出先」も併せて確認の上、不備のないように応募すること。

- 公募申請書（様式 1）
- 提案書（様式 2）
- 支出計画書（様式 3）
- 代表事業者の直近 3 年分の財務諸表のコピー

※3年分の財務諸表を提出できない場合は、提出可能な年度分の財務諸表又は財務状況を確認できる代替資料を提出すること

(留意事項)

- ・ 公募要領に示した要件の全てに応えること。
- ・ 提案書（様式2）は、ウェブサイトよりダウンロードできる所定フォーマットを使って作成すること。
- ・ 提案書（様式2）、支出計画（様式3）については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも提出すること。

2. 受付期間、応募書類の提出先

応募書類の受付期間及び提出先は下記のとおり。

受付期間：公募開始 2026年 7月 6日（月）
公募締切 2026年 7月21日（火）17：00 必着

提出方法： 電子メールによる提出

提出先： pf-kenkokeiei@nttdata-strategy.com

株式会社NTTデータ経営研究所

「令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（女性の健康・地域の健康経営推進事業）」公募係

メール送信後、2営業日以内に、受領連絡がない場合、電話で到着を確認すること。

電話番号：080-2414-1151（担当：大塚）

(留意事項)

- ・ 応募書類は、メール以外による提出は受け付けない。締切を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となる。
- ・ 提出するファイルにはパスワードは設定しないこと。
- ・ 応募書類に重大な不備がある場合又は応募資格を満たさない場合は、審査対象外とする場合がある。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められない。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用および応募に要する費用は支給されない。
- ・ 提案書に記載する内容については、事業の基本方針となる。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択を取り消すことがある。

- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。また、 応募書類は返却しない。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合がある。

V. 選定・評価の方法

1. 選定方法

応募された提案について、事務局及び外部評価委員による書類審査を実施する。審査の結果を踏まえ、経済産業省と事務局が協議の上、採択事業者を決定する。

(審査方法)

- ・ 審査は、提出された応募書類をもとに実施する。
- ・ 審査過程で、提案内容、実施体制、事業費等について追加資料の提出又は確認を求める場合がある。
- ・ 審査結果に関する個別の問い合わせには応じない。

(採択結果公表方法)

- ・ 採択結果は、応募事業者に対して個別に通知する。なお、採択事業者名、実施地域、実証概要、実証成果等については、今後、経済産業省や事務局が作成する資料等において公表又は紹介される場合がある。

2. 評価項目

評価区分	評価の観点
1) 事業目的との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的を十分に理解し、地域における中小企業向け健康経営支援モデルの構築・確認・整理に資する提案となっているか。 ・ 支援内容、体制、役割分担、運営プロセス、継続条件等の整理につながる提案となっているか。
2) 地域課題・対象企業像の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証地域の産業構造、中小企業の状況、健康経営に関する課題、既存自治体施策・登録制度等との関係が具体的に整理されているか。 ・ 支援対象とする中小企業像、対象企業数、募集方法、参加見込みの根拠が明確か。
3) 健康経営支援モデルの具体性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業に対して提供する健康経営支援の内容、実施手順、対象企業への募集・支援導入の方法、専門家・支援機関等への接続方法が具体的か。 ・ 対象企業の課題に照らして、支援内容が妥当であり、実証を通じて支援モデルとして整理可能な内容となっているか。

4) 自治体等との連携体制・役割分担の具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、商工団体、金融機関、保険者、医師会・産業保健関係者、民間支援サービス事業者等との連携体制が具体的か。 ・ 実証地域の範囲が、都道府県単位、政令指定都市単位、又は複数市町村による広域的な取組として、一定の波及効果が見込める規模・分母を有しているか。 ・ 各主体の役割、提案時点の連携確度、実証期間中の具体的関与内容が明確であり、実証を円滑に実施できる体制となっているか。
5) 実証計画の具体性、実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証を通じて確認・整理する事項、実証方法、KPI・評価方法、分析・とりまとめ方針、リスク対応、スケジュールが具体的か。 ・ 短期間での実証の実施・成果整理が可能な計画となっているか。
6) 実証体制・関連実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体を統括する責任者に加え、実証運営、参加企業対応、成果整理、経理・契約管理等を担う体制・役割分担が明確であり、実証を遂行できる体制となっているか。 ・ 中小企業支援、健康経営支援、自治体・地域団体との連携、産業保健・保険者等との連携、類似する実証・調査・伴走支援等の実績を有しているか。
7) 実証終了後の継続・横展開可能性、経費妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証終了後の運営主体、関係者の役割分担、費用負担、収益化・自走化の見込み、他地域への横展開可能性が具体的か。 ・ 支出計画が実施内容に照らして妥当であり、費用対効果が見込まれるか。 ・ 国、自治体、その他公的機関の類似事業・補助事業等との役割分担、対象範囲、経費の切り分けが明確か。

VI. 採択後の留意点

1. 採択後の留意点

- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではない。採択決定後、経済産業省及びNTTデータ経営研究所からの依頼事項等を踏まえ、実施計画書、支出計画、成果報告書作成方針等を精緻化する。
- ・ 採択事業者名、実施地域、実証概要等は、NTTデータ経営研究所ウェブサイト、経済産業省又は事務局が作成する資料等において公表又は紹介する場合がある。機密情報等の観点から公表にあたり配慮が必要な事項がある場合は、採択連絡後速やかに事務局へ申し出ること。

2. 進捗報告・成果報告

採択事業者は、事業実施期間中、NTT データ経営研究所の求めに応じて進捗及び成果等を報告すること。想定される提出物は以下のとおりである。

提出物	内容	提出時期
実施計画書	採択後に精緻化した目的、対象企業、支援内容、体制、KPI、スケジュール、経費計画	契約締結前後
月次進捗報告	実施状況、参加企業募集状況、支援実績、課題、次月予定	月 1 回程度
実証記録シート	支援プロセス、自治体・関係機関との調整、役割分担、運営上の工夫・課題	月次又は随時
中間報告	進捗、KPI の達成状況、課題、対応方針	2026 年 11～12 月頃
個別成果報告書	実証概要、成果、課題、継続・横展開に向けた示唆、経費実績	2027 年 2 月末
実績報告書	委託業務に要した経費の実績、証憑、成果物一覧	事業完了後速やかに

VII. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択後、契約条件・内容の交渉を経て、条件・内容に合意できた事業者から、NTTデータ経営研究所と速やかに委託契約を締結することとする。
- ・ 本事業において支払う委託費は、実証実施事業者が本公募要領及び委託契約に基づき、自治体等と連携した健康経営支援実証を実施するために必要な経費を対象とする。
- ・ 委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできない。
- ・ 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意する。
- ・ 委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、NTTデータ経営研究所が確定検査（委託事業期間後）を実施する。原則として、確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となる。
- ・ 委託費は、実績報告書及び証憑類の確認、確定検査を経て、委託対象経費として認められた金額を精算払いする。
- ・ 確定額は契約額を上限とし、証憑類等により確認できない経費は委託対象外となる。
- ・ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証憑書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証憑書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となる。
- ・ 委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなるため、それまでの間は事業者における立替払いとなる（期間中の暫定払いは認めていない）。

- ・ 委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存する。
- ・ 委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省制定）及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省制定）に沿って対応する。また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合がある。
- ・ 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表事業者が責任を持って管理する。（特に参加事業者と締結する委託契約の実施に関しては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）と同等の経理処理が行われるように代表事業者が責任を持って管理する。）当該マニュアルについては経済産業省ウェブサイト上の「事務処理マニュアル」のページからダウンロード可能。

経済産業省ウェブサイト

お知らせ＞調達・予算執行＞事務処理マニュアル

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

1. 委託費の内容

- ・ コンソーシアム代表事業者や参加事業者の利益相当分を委託費に含めて計上することは認められない。また、自社製品を本事業のために調達した場合には、自社の利益相当分を排除した原価相当額のみを委託費に計上することとなる。
- ・ 代表事業者は、人件費、事業費、参加事業者に対する再委託費、一般管理費を計上できる。
- ・ 参加事業者は、代表事業者からの再委託費の内訳として、自団体の人件費、事業費、一般管理費を計上できる。

2. 経費支出の注意

上記1. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおり。

(1) 人件費

- ・ 時間単価の算出は、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）のP.9～13に記載されているいずれかの手法（健保等級単価計算、実績単価計算、コスト実績単価計算、受託単価計算）によるものとする。
- ・ 無報酬の役員や職員については、人件費は計上できない。
- ・ 他の法人等から受け入れている出向者については、自団体に負担している出向給与負担分のみを計上できる。

- ・ 委託事業における役割が補助的業務（アルバイト等）である職員については、「補助員人件費」に計上する。

(2) 旅費

- ・ 本事業では、委員・講師等の招へい旅費、職員等の出張旅費等を想定している。
- ・ 社用車や職員の自家用車、常時借り受けているレンタカー等、委託事業での用途のみに限定することが困難な自動車の使用に係る経費は、原則として計上できない。
- ・ NTTデータ経営研究所又は経済産業省が求める報告会、打合せ等への参加に必要な旅費は、本事業に直接必要な範囲で計上できる場合がある。

(3) 謝金

- ・ コンソーシアム代表事業者及び参加事業者等に所属する内部有識者への謝金支払いは原則として認められない（所属団体において人件費として計上する）。

(4) 消耗品費

- ・ 委託事業の用途のみで購入・使用されたことを事後に客観的に確認できるものに限り、計上することができる。
- ・ 委託事業のみでの使用を特定することが困難な物品や、他用途への転用が容易な物品は、原則として計上することができない。自社事業等との切り分けが困難な経費については、自己負担とする。（例：プリンターの用紙やインク、文具類、事務処理用のパソコン等）

(5) 外注費

- ・ 原則として、複数候補の価格比較（見積り合わせ）による業者選定が必要である。外注先への発注前に、経済産業省及びNTTデータ経営研究所が発注仕様書の内容を確認する。
- ・ 外注費が委託費総額の5割以上となる場合は、業務内容、再委託・外注の必要性、選定理由、実施管理方法等について、採択後の契約協議において確認する。

(6) その他諸経費

- ・ 通信回線設置の初期費用等は計上できない。また、委託事業のために使用したことが特定できる経費のみ計上できる。
- ・ コンソーシアム代表事業者及び参加事業者等に所属する内部有識者の著作物・書籍等の購入費用は原則として認められない。

(7) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、免税事業者のどちらに該当するか確認する。代表事業者だけでなく、参加事業者についても同様に確認する。

(8) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 本事業の実施期間中に、採択事業者又は参加団体が自社の有料サービスを提供する場合は、本事業として実施する支援と、自社の営業活動又は個別契約に基づく有料サービス提供を明確に区分する。
- ・ 自社サービスの販売促進、顧客獲得、個別契約に基づくサービス提供に係る費用は、委託対象経費として認められない。

3. 知的財産権の報告

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、契約書に定められた関連条項を遵守していただくことを条件に、代表事業者とすることができる。また、代表事業者と参加事業者との再委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により参加事業者とすることができる。

4. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間、NTTデータ経営研究所から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、NTTデータ経営研究所は採択コンソーシアム等に報告を求め、又はNTTデータ経営研究所の社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行う。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければならない。
- (3) NTTデータ経営研究所は、採択コンソーシアム等が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができる。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。
- (4) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとする。

VIII. 問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにて行うこと。

なお、問い合わせ締切は、2026年7月17日(金)17:00とする。

<問い合わせ先>

株式会社NTTデータ経営研究所

令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

(女性の健康・地域の健康経営推進事業)

公募係

【E-mail】 pf-kenkokeiei@nttdata-strategy.com

*応募及び問い合わせにあたっての個人情報の取扱については、

NTTデータ経営研究所のウェブサイトを参照すること。

<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>

以上